

BKC 学生プラインキューベーションルーム利用規則

(目的)

第 1 条 立命館大学びわこくさつキャンパスにおける「BKC 学生プラインキューベーションルーム」(以下「プラインキューベーションルーム」という)を学生団体に貸出するためにこの規則を定める。

(定義)

第 2 条 プラインキューベーションルームとは、アクロスウィング 5 階にある施設のことをいう。

(利用許可)

第 3 条 利用願の受付および許可、利用許可の取り消し、利用期間の延長は、BKC ベンチャーインキューベーション推進室長(以下「室長」という)と、室長が召集する審査委員とで判断を行う。

(利用願の受付、許可手続き)

第 4 条 プラインキューベーションルームの利用を希望する者は、別に定める様式により「利用願・活動計画書」を室長に提出し、許可を受けなければならない。

2 「利用願・活動計画書」は、利用開始日の 3 ヶ月前から受付を開始する。

(利用願申請資格)

第 5 条 プラインキューベーションルームの利用を希望する者は、別に定める「プラインキューベーションルーム利用願申請資格規準」を満たさなければならない。

(目的外利用の禁止)

第 6 条 利用者は、プラインキューベーションルームを「利用願・活動計画書」に記載した内容以外の目的で利用してはならない。

2 「利用願・活動計画書」の内容を変更しようとするときは、利用者はあらかじめ書面によって室長に届け出て、承認を受けなければならない。

(利用許可の取り消し)

第 7 条 室長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法等により利用許可を受けたことが判明したとき

(2) 正当な理由なく利用開始が著しく遅れたとき、または利用状態が著しく適正を欠く

とき

(3) この規則の違反に対して行う室長の指導に従わないとき

(4) 第 5 条に定める「プラインキュベーションルーム利用願申請資格規準」を欠くとき

(利用期間)

第 8 条 利用の期間は 1 ヶ月以上 1 年以内とする。但し、年度を超える場合や更新を希望する場合はあらためて「利用願・活動計画書」を提出する。

(什器、情報機器等の搬入他の手続き)

第 9 条 利用者は、活動に必要な什器、情報機器をプラインキュベーションルームに持ち込むときは、あらかじめ書面によって室長に届け出て、承認を受けなければならない。

(清掃)

第 10 条 プラインキュベーションルームの清掃は、利用者の責任において行う。

2 ごみの処理にあたっては、本学の取り扱いに準じること

(プラインキュベーションルームへの立ち入り)

第 11 条 施設の保安、衛生、防犯、防火または救護等管理上の必要があるときは、事前連絡なしに本学教職員がプラインキュベーションルームに立ち入り、点検または必要な措置を講じることがあり、利用者はこれを受忍しなければならない。

(利用者の義務)

第 12 条 プラインキュベーションルームの利用に際しては、この規則はもちろん、別に定める「利用者の手引き」を利用者は遵守すること。

2 利用者は「活動実績・活動計画」について、室長が指定する時期と方法で報告すること。

3 この規則や前項の「利用者の手引き」に定めのない事項については、その都度利用者は室長の指導を仰ぐこと。

(禁止事項)

第 13 条 利用者は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第三者にプラインキュベーションルームを利用させること

(2) プラインキュベーションルームの一部または全部の仕様を変更すること

(3) プラインキュベーションルームを居住、宿泊またはこれに類似の用に共すること

(4) プラインキュベーションルームにおいて営業、及びそれに類する活動を行うこと

(5) 建物の維持保全を害する重量物や危険物等を搬入すること

利用規則

(6) プリインキュベーションルーム外の通路等への物品の放置またはこれを専有使用すること

(7) 他のプリインキュベーションルームの利用者または第三者に迷惑を及ぼす行為を行うこと

(貸出し期間内利用辞退)

第 14 条 利用者が、「利用願・活動計画」の期間内に利用を辞退する場合は、退去する 1 ヶ月前までに、書面をもって室長に通知しなければならない。

(所管)

第 15 条 プリインキュベーションルームは室長が管理し、日常管理および事務は、B K C 教学課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、室長が発議し、副学長の決済によりこれを行う。

附則

この規則は、2002 年 4 月 1 日より施行する。

附則 (2002 年 10 月 16 日「BKC ベンチャーインキュベーション推進委員会」の廃止に伴う改正)

この規則は、2002 年 10 月 1 日より施行する。

附則 (2005 年 3 月 施設改修・名称変更に伴う改正)

この規則は、2005 年 4 月 1 日より施行する。

附則 (2005 年 5 月 事務分掌および改廃規程の追加に伴う改正)

この規則は、2005 年 4 月 1 日より施行する。

附則 (2006 年 4 月 機構改革に伴う一部改正)

この規則は、2006 年 4 月 1 日より施行する。